【参考例】

防犯カメラの設置・運用要領（基準）

１ 目的

この要領（基準）は、○○が◇◇地域（施設内）に、犯罪の予防を目的として設置す

る防犯カメラの設置及び運用について、必要な事項を定めることにより、個人のプライ

バシーの保護に配慮し、適正な防犯カメラの設置及び運用を行うことを目的とする。

２ 防犯カメラの設置場所等

（１）防犯カメラの設置場所は、◇◇地域（施設内）の△△付近に設置し、△△前の公道

を撮影範囲とする。

又は、

（１）防犯カメラの設置場所は、別紙配置図のとおりとし、◇◇地域（施設内）に計○○

台設置する。（配置図には、防犯カメラの設置箇所、撮影範囲を表示する。）

（２）防犯カメラの撮影範囲の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」等の表示版を記載す

る。

３ 管理責任者の指定等

（１）防犯カメラの設置者は、適正な防犯カメラの設置及び運用を行うために、管理責任

者を指定することとする。

（２）防犯カメラの管理責任者は、○○とする。

（３）管理責任者は、必要に応じて、防犯カメラ及びそのモニター、録画装置の操作を行

う操作担当者を指定するものとする。

（４）防犯カメラの操作担当者は、○○とする。

（５）管理責任者及び指定された操作担当者以外の者の防犯カメラ及びそのモニター、録

画装置操作は禁止する。

４ 画像データの保存・取扱い

（１）画像データ等の保管場所

ア 録画装置の保管場所は、◇◇とする。

イ 記録媒体は、保管庫等に施錠の上、保管し、原則として、外部への持ち出し及

び画像の閲覧を禁止する。

（２）画像データの保管期間

画像データの保管期間は、○○とする。

（３）画像データの消去

保存期間が終了した画像データは、直ちに消去するものとする。

また、記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、粉砕、裁断

等の処理を行うものとする。

５ 画像データ等の外部への提供

（１）前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、画像データ及び画像から知り得た

情報を第三者へ提供することができるものとする。

ア 法令等の定めがあるとき。

イ 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる

とき。

ウ 捜査機関から文書にて、犯罪捜査の目的で要請を受けたとき。

（２）（１）に基づき、画像データ及び画像から知り得た情報を第三者へ提供する場合には、

管理責任者の許可を得た上で、提供するものとする。

６ 苦情等への対応

設置者又は管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問い合わせ等を

受けたときは誠実かつ速やかに対応すること。

７ 保守点検

設置者又は管理責任者は、防犯カメラ及びそのモニター、録画装置の機能維持のため、

○○ヶ月ごとに保守点検を行うこととする。

令和○年○月○日　制定

○○商店街